

富山高岡広域都市計画地区計画の決定について
(太閤山ランド東地区地区計画)

(射水市決定)

射水市都市計画課

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（射水市決定）

都市計画太閤山ランド東地区地区計画を次のように決定する。

名 称		太閤山ランド東地区 地区計画
位 置		射水市黒河及び池多の各一部
面 積		約 1 4 . 4 ha
地区計画の目標		<p>本地区は、富山高岡広域都市計画区域の東西のほぼ中央に位置し、(都)太閤山高岡線や、北陸自動車道などの広域連携軸とのアクセスも良いことから近隣市町村はもとより、県内外との交通の利便性にも優れている。</p> <p>本地区計画を定めることにより、周辺の良い住環境や景観との調和を図りつつ、優良企業の立地と併せ、周辺地域における生活の利便性向上に資する機能の誘導及び集積を進め、本地域の活力維持と活性化に向けた新たなコミュニティの形成を図る。</p>
保 全 に 関 す る 方 針	区域の整備・開発及び	
	土地利用の方針	既設の道路や洪水調整池などの活用に加え、補完する道路及び緑地の整備を図り、優良企業の立地と併せ、周辺地域における生活の利便性向上に資する土地利用を図る。
	建築物等の整備方針	周辺環境との調和や良好な景観形成に十分配慮する。このため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物等の壁面位置の制限、建築物等の形態・意匠の制限、及び、垣又はさくの構造の制限を定める。

地区 整備 計画	地区の区分	地区の名称	太閤山ランド東地区 地区計画
		地区の面積	約14.4ha
	建築物等の用途制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1 寄宿舍 2 日用品及び物品販売業を営む店舗（ただし、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えないもの） 3 飲食店 4 児童福祉法第59条の2に規定する届出が必要な施設 5 社会福祉施設 6 事務所 7 上記建築物に附属するもの	
	建築物の容積率の最高限度	20/10	
	建築物の建ぺい率の最高限度	6/10	
	建築物等の壁面位置の制限	建築物の壁面又はこれに代わる柱等の面から道路境界線又は隣地、調整池水路の境界線までの距離の最低限度は、1.0m以上とする。	
	建築物等の形態、意匠の制限	建築物の屋根、外壁の意匠・形態は周辺の環境に調和したものとし、色彩は落ち着いた色合いのものとする。 屋外広告物は、本地区計画区域内の建築物の用に供する広告物で、形態等の意匠は周辺環境に配慮したものとする。	
	垣又はさくの構造の制限	道路境界線から建築物等の壁面後退区域において、垣又はさくを設ける場合は、次に該当するものとする。 1 生垣又は植栽 2 透視可能な鉄さくやフェンス	

区域は計画図表示のとおり